

経団連 株主総会資料の書面交付請求制度に関する実態調査

結果概要

2025年 6 月25日

一般社団法人 日本経済団体連合会

経済基盤本部

調査対象：経団連 経済法規委員会 企画部会の参加企業 計50社

回答社数：23社（回答率46%）

実施期間：2025年 6 月 9 日～17日

※自由記述の設問について、複数の企業から概ね同様の趣旨の回答があった場合は、内容を集約して1つにまとめて記載している。

※【 】は回答社数を表す。

Q1. 貴社において、これまで書面交付請求を行った株主（貴社が終了通知・異議申述催告をした株主を含みます。）について、以下の項目をご回答ください。〔数値記入〕

① 該当する株主の人数

② 直近3事業年度の基準日における、議決権を有する総株主数に占める割合

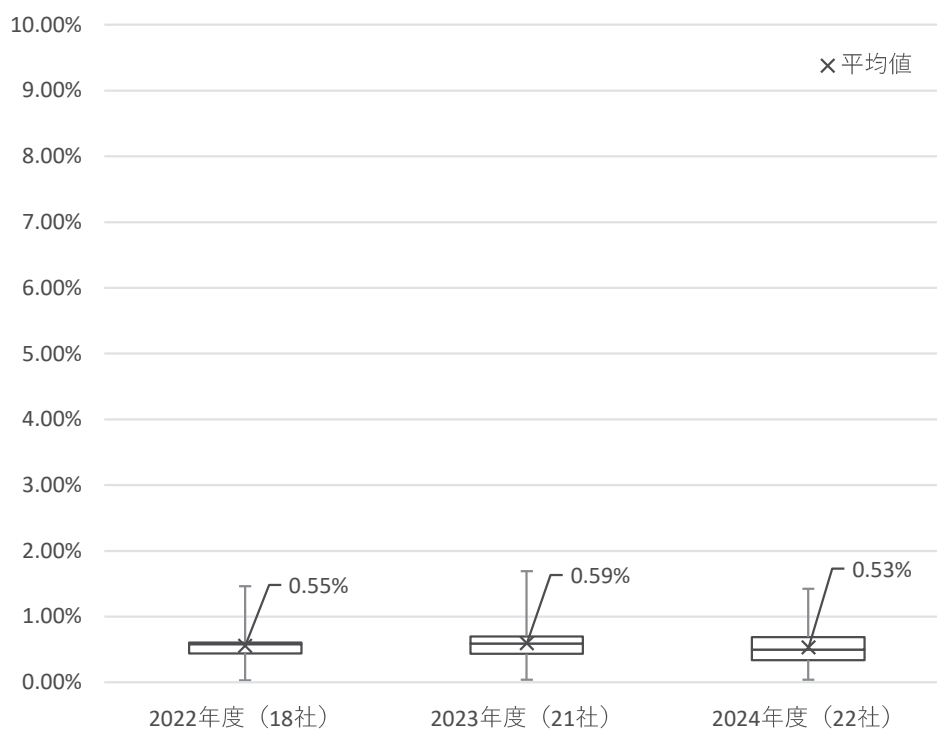
① 人数（回答社数16社）

→書面交付請求を行った株主の人数については、「1,000～9,999 人」と回答した企業が 13 社で最多となった。一方、10,000 人を超える企業や、100 人未満の企業もあった。



② 総株主数に占める割合

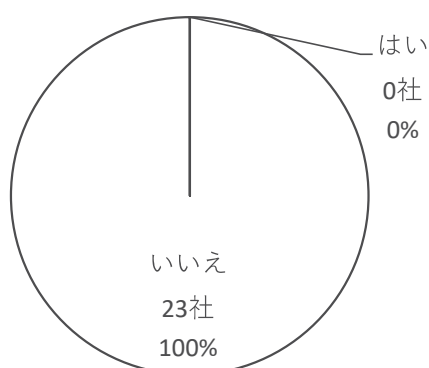
→書面交付請求を行った株主の割合は、多くの企業で1%未満にとどまった。



注：箱ひげ図において、ひげの下端が最小値、箱の下辺が第1四分位数（全体の下位25%の位置にあたる値）、箱の中央線が第2四分位数（中央値）、箱の上辺が第3四分位数（全体の上位25%を除いた位置にあたる値）、ひげの上端が最大値を表す。

Q2. 貴社ではこれまで、書面交付請求を行った株主に対して、終了通知や異議申述催告をしたことはありますか。〔択一〕

→回答した23社すべてが、終了通知や異議申述催告をしたことがないと回答した。



Q3. (Q2で「はい」の場合) Q1の株主のうち、①これまで貴社が終了通知および異議申述催告をした株主の人数、②そのうち異議を述べた株主の人数をご記入ください。〔数値記入〕

(回答なし)

Q4. (Q2で「いいえ」の場合) 貴社がこれまでに終了通知および異議申述催告を行っていないのは、どのような理由によりますか。〔自由記述〕

主な回答

(実務負担およびコスト)

- 現時点では書面交付請求の件数が少なく、終了通知を実施する負担の方が大きい。【11社】
- 書面交付請求者数について大きな変化がなく、現行のままでも管理の手間が変わらないため。【1社】
- 株主への通知に係るコストを抑制するため。【1社】

(業務上の支障が限定的)

- 書面交付請求によって自社の業務に著しく支障をきたしていないため。【2社】

(株主との関係)

- これまで株主総会資料のフルセット・デリバリーを行っており、あえて書面交付請求を失効させる必要がないため。【1社】
- 当社は株主にアクセス通知のみを送付しており、書面交付請求制度が株主のデジタルデバインド層への激変緩和措置として有効に機能しているため。【1社】
- 株主利益の保護のため。【2社】

- 株主とのトラブルを回避するため。【2社】

(制度上の効果や意義を踏まえた慎重な対応)

- 終了通知を実施しても異議申述が可能であり、終了通知の効果が読めないため。【2社】
- 書面交付請求制度が始まって間もないため。【3社】
- 書面交付請求の件数や株主のニーズ、ならびに他社動向などを踏まえ検討していこうと考えているため。【1社】

Q5. 書面交付請求制度への対応によって、追加的な費用負担はどの程度発生していますか。印刷費や郵送費のみならず、書面交付請求制度に関連して発生している費用について広くご回答いただければ幸いです。〔自由記述〕

費目

- 印刷費
- 郵送費
- 株主名簿管理人への委託費

費用総額

約 1,000 万円 1 社
 数百万円 3 社
 約 100 万円 3 社
 約 40～60 万円 4 社
 約 20 万円 2 社
 「なし」または「限定的」 5 社

※「なし」または「限定的」の理由

- 書面交付請求株主の人数がそれほど多くないから。【2社】
- フルセット・デリバリー方式により株主総会資料を提供しているから。
【1社】
- 株主総会会場用にも多数の資料を印刷するから。【1社】

Q6. 書面交付請求制度への対応によって、追加的な作業負担はどの程度発生していますか。資料の作成や発送だけでなく、株主からの問い合わせへの対応を含め、広くご回答いただければ幸いです。〔自由記述〕

資料作成に関する回答

- 書面交付請求株主へ送付する資料と、それ以外の株主へ送付する資料について、別々に項目・構成の検討、校閲等を行う必要がある。【8社】
- 書面交付請求株主へ送付する資料について、印刷・郵送を考慮して、総ページ数の検討・調整や紙の種類選択をする必要がある。【1社】
- 交付書面の印刷、封入、発送、委託先との調整等に30人・時程度かかっている。【1社】
- 証券代行機関との間で、納品物の日程確認等の作業が毎回発生している。
【1社】
- 書面交付請求株主へ送付する資料は定形外郵便となるため、印刷会社は2ラインで対応しており、校了期限が早まるなど自社の作業スケジュールがタイトになっている。【1社】
- 電子提供措置が開始された初年度は、書面交付請求制度等の案内を作成する工数がかかった。ただし、その後は同じ表現のままなので、追加的な作業負担はない。【1社】

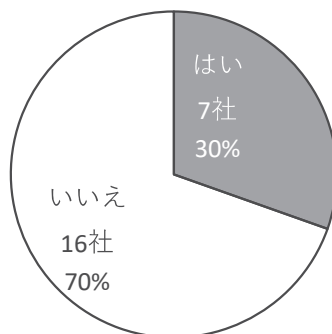
株主への対応に関する回答

- 制度や交付書面に関する株主からの問い合わせに対応している。【3社】
- 書面交付請求が間に合わなかった株主や、書面交付請求の対象外である項目の書面交付を依頼する株主への対応が生じている。【1社】
- 電子提供制度の導入初年度は数件の問い合わせがあった。【1社】
- 株主総会当日の想定 Q&A 作成やシナリオ調整が生じている。【2社】

その他の回答

- 特段の作業負担は発生していない。【5社】
- 資料の発送作業や株主からの問い合わせへの対応は、証券代行機関に委託しているため、追加の負担はない。【6社】
- これまで株主総会資料のフルセット・デリバリーを行っており、追加的な作業負担はない。【1社】

Q7. 書面交付請求制度が残ったとしても、書面交付請求の件数が少なくなれば、費用負担および作業負担は相当程度軽減されると考えられますか。理由もあわせてご回答ください。〔択一、自由記述〕



「はい」の理由

- 印刷費、郵送費等の費用負担が減少するため。【6社】
- 費用負担が軽減されるため。ただし、作業負担は変わらない。【1社】

「いいえ」の理由

- 書面交付請求の件数が少なくなっても、書面交付請求制度が残る限り、印刷用データの作成、印刷会社・証券代行機関との調整・確認など、一定程度の追加的な作業が残るため。【10 社】
- 現時点において、書面交付請求株主の人数や、書面交付請求対応の費用・作業負担が限定的であるため。【7 社】

Q8. その他、書面交付請求制度に関してご意見・ご要望などございましたら、ご自由にご記入ください。〔自由記述〕

制度の見直しによるメリットに関する意見

- 書面交付請求制度を存続させることは、環境への負荷を含めた社会全体のコスト削減につながらない。【1 社】
- 現行制度をこのまま維持すれば、上場会社だけでなく、証券代行機関や証券会社、印刷会社、郵便会社等も含めた社会的コスト／リソースを投入し続けることになる。【1 社】
- 特に印刷会社の負担が大きい。制度の改善で印刷会社の負担が軽くなれば、自社としても余裕を持ったスケジュールで招集通知の制作ができる。【1 社】
- こと株主総会に限らず、世の中のペーパーレス化は相当進んでいる。実際に電子提供制度において支障は生じていない。【2 社】
- 電子提供制度施行の初年度は、混乱を防ぐため、全株主に電子提供措置事項記載書面を送付し、翌年からは事前通知せずにサマリー版を送付したが、不満等を述べる株主は皆無であった。【1 社】
- ごくわずかな株主のために発行会社に負担が生じるというのはバランスを欠いている。【1 社】

- 各社によって対応の選択肢に幅があることにより、かえって株主にとっては制度への理解が難しいものになっている。【１社】
- ごく一部の株主に対する交付書面を前提とした体裁で招集通知を作成することが一般的であるため、書面交付請求制度があることで、招集通知のページ構成に大きな制限がかかる。制度の廃止により、上場会社各社における情報開示の自由度が向上し、多くの投資家にとってはメリットがある。【１社】
- 電子提供措置事項記載書面の作成が不要になれば、早期のアクセス通知発送や、ウェブサイト上での充実した情報提供が可能になる。【１社】

制度の見直しの方向性に関する意見

- 書面交付請求制度を完全に廃止することを希望する。【２社】
- 現状では、アクセス通知のみを送付する会社は１割程度であり、書面交付制度の継続要否を判断するには、その普及動向にも目を配る必要がある。【１社】
- 書面交付請求制度を廃止する場合、例えば会社法改正の中間試案の公表から起算して遅くとも３年以内程度とすることが、経過的措置としても妥当な範囲である。改正会社法の公布・施行から起算して３年程度では非常に遅い。【１社】
- 会社が終了通知を行わなくても、株主が再度手続きをしなければ、自動的に書面交付請求が失効するような制度にすることも考えられる。【２社】
- 仮に社会的コストを払い続けてでも、書面交付請求制度を継続する必要性があるとしても、例えば、株主名簿管理人等を通じて有償で冊子を提供するような枠組みも検討いただきたい。【１社】

企業情報開示全般に関する意見

- 発行会社においては株主総会のみならず、開示事項の充実や早期開示などで業務負荷は増加傾向である。その負荷を軽減するための法改正等を期待する。【１社】

- 電子提供措置事項記載書面と有価証券報告書との重複感は否めない。開示書類の一本化を含め、会社側に柔軟な対応を認める法改正をご検討いただきたい。【１社】

以 上